

## 令和8年度PR段ボール活用促進事業 参加事業者募集

曾於市の魅力を全国に発信しませんか？

市内事業者の皆様へ、PR段ボール活用促進事業の参加者を募集します。

### ○事業の目的

曾於市の魅力を発信するデザインが印刷された段ボールを、皆様の商品発送時に使用していただくことで、市全体の知名度向上を図る事業です。

### ○事業の概要

1. 対象事業者 市内に主たる事務所または事業所を有する事業者
2. 段ボールサイズ 60サイズ (266mm × 196mm × 120mm)  
80サイズ (350mm × 250mm × 150mm)
3. 販売価格 60サイズ：15円/箱  
80サイズ：30円/箱
4. 申込上限 各サイズ年間200箱以内
5. 受付方式 先着順（予算の範囲内）

### ○申込資格

以下の要件をすべて満たす事業者が対象です。

1. 市内に主たる事務所または事業所を有していること
2. 暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員等でないこと
3. 以下に該当する事業を行っていないこと
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業
  - (2) 違法行為または反社会的行為
  - (3) その他市長が不適切と判断する事業

### ○申込方法

ステップ1：申込書の取得

「PR段ボール活用促進事業申込書」を以下から取得してください。

曾於市役所 商工観光課（窓口受取）

曾於市ホームページ（ダウンロード）

ステップ2：申込書の記入・提出

必要事項を記入し、商工観光課へ提出してください。

### ステップ3：審査・承認

市が申込内容を審査し、適格と認めた場合に承認します。

### ステップ4：承認結果の通知

承認結果を申込者に通知します。

### ステップ5：納付・段ボール受取

市が発行する納付書により、指定期限までに販売額を納付してください。

納付確認後、段ボールをお渡しします。

### ○申込期間

令和8年7月1日（水）～ 8月31日（月）

※先着順のため、予算に達した時点で受付を終了します。

○納付方法： 指定の納付書により、指定期限までに市へ納入してください。

### ○段ボールの使用条件

PR 段ボールをご使用いただく際は、以下の条件をお守りください。

#### 1. 使用上の注意

- (1) 事業者が取り扱う商品の発送用としてのみ使用してください
- (2) PR 段ボールの印刷面を改変、損傷、または隠蔽しないでください
- (3) 市 PR デザインが事業者の広告と誤認されないよう配慮してください
- (4) 第三者への転売または譲渡は禁止です

#### 2. 重要なお知らせ

##### (1) 免責事項

本事業により提供された段ボールを使用して発送した商品について、破損、紛失、その他のトラブル等が発生した場合、市はその責任を負いません。

- (2) ただし、段ボール自体の品質不良により商品が破損した場合は除きます。

#### 3. 事業の取消し

以下に該当する場合は、本事業の提供を取り消し、既に提供した箱数相当額の返還を求めることがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により申し込みを行った場合
- (2) 本要領および関係法令の規定に違反した場合
- (3) その他、市長が事業の実施において不相当と認めた場合

○お問い合わせ・申込先

曾於市役所 商工観光課

住所：〒899-8692 鹿児島県曾於市二之方 1980 番地

電話：0986-76-8282（直通）

受付時間：平日 9:00～17:00